

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

平成 25 年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めたが、このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではない。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第 1 条に規定する「地方団体の独自性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積り、これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、次の事項の実現を求める。

### 記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること
- 2 地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方向的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること
- 3 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 30 日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄